

答 申 第 1 号

平成22年2月17日

鎌ヶ谷市長 清水 聖 士 殿

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 芹 澤 功

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第1項第3号  
の規定による諮問について（答申）

平成21年10月1日付け鎌社第715号により諮問のあった件について、下記のとおり答申します。

記

## 第1 審査会の結論

諮問のあった、

- (1) 鎌ヶ谷市災害時要援護者避難支援計画策定のために、市の福祉関係部署で把握している高齢者や障がい者の情報をもとに、要援護者リストを作成し、市の関係部署で共有することは、個人情報保護条例第8条第1項第5号に該当する。
- (2) 上記の要援護者リストをもとに、要援護者一人ひとりに対し「手上げ方式」または「同意方式」の方法により個別計画（台帳）を作成すること及び作成された個別計画（台帳）を要援護者が指定した地域支援者や市の関係部署等で共有することは、個人情報保護条例第9条第1項第2号及び第5号に該当する。

ことから、上記（1）による要援護者リストの作成及び共有（2）による個別計画の作成及び実施機関以外のものとの共有については、いずれも妥当である。

## 第2 諮問する根拠

- (1) 諮問の（1）は、実施機関は、鎌ヶ谷市個人情報保護条例第8条の規定により、原則として保有個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を市の内部で利用することはできないが、例外として利用することが認められる場合について定める同条第5号の規定の「公益上の必要その他相当の理由がある」と認められるか否かを確認するため、審査会に諮問するものである。
- (2) 諮問の（2）は、実施機関は、鎌ヶ谷市個人情報保護条例第9条の規定に

より、原則として実施機関以外に保有個人情報を提供することはできないが、例外として外部提供することが認められる場合について定める同条第2号の規定の「本人の同意があるとき」と認めるだけの要件を様式が具備しているか否かと併せて、同条第5号の規定による「公益上の必要その他相当の理由がある」と認められるか否かを確認するため、審査会に諮問するものである。

### 第3 実施機関の主張要旨

実施機関は、審査会に出席し、口頭で次のとおり説明した。

災害時要援護者避難支援計画は、災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するための計画であり、国から示されている「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に沿って、鎌ヶ谷市が今後策定しようとするものである。

策定にあたっては、災害時において要援護者の避難支援対策をどのように行うのか、基本的な考え方や具体的な進め方を明らかにし、災害時における要援護者の自助、地域の共助の必要性を基本としながら、地域の安全・安心体制を強化することを目的としている。

計画は、「全体計画」と「個別計画」の2部構成であり、それぞれの計画において、援護すべき対象者の名簿を作成することとなる。

一つは、「全体計画」の中で、災害時要援護者を特定するために作成するリストであり、市内部の情報を集めて作成し、市内部で共有することを想定している。

もう一つは、「個別計画」の中で作成する台帳であり、「全体計画」の中でリストアップされた要援護者に対し、一人ひとりの詳細な避難支援計画を作成するため、「手上げ方式」か「同意方式」により台帳を作成し、市内部や地域支援者等で共有することを想定している。

今回、諮問させていただくのは、「全体計画」で作成するリストが公益上の必要性が認められ、利用の制限の例外にあたるか否かということ、「個別計画」で作成する台帳が公益上の必要性が認められ、外部提供の制限の例外にあたるか否かということの2点であるが、個別計画作成のための様式が、本人の同意を得たと認められる内容であるか否かについても併せてご検討いただきたい。

### 第4 審査会の判断

- (1) 鎌ヶ谷市災害時要援護者避難支援計画は、災害時において自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々のために策定するものであり、その対象者は、鎌ヶ谷市においては高齢者、障がい者を想定している。

そのため、対象者の把握及び特定のため市の福祉関係部署で既に把握している情報のうち支援を要すると予想される高齢者や障がい者のデータを活用しリストを作成することは、災害時における対象者の生命及び身体の安全確保のための計画策定という点で公益上の必要があると認められる。

しかも、目的外利用であっても本人の権利利益を不当に侵害するものにはあたらないと考えられる。

よって、当審査会は、上記第1（1）記載の結論に至ったものである。

（2）要援護者一人ひとりに対し「個別計画」を作成し、これを地域支援者等へ提供することについては、避難支援計画の中で、地域支援者が要援護者の安全確認をするだけにとどまらず、避難所への移送介助をすることも想定しているなど、地域の防災力強化を図るため、事前に「個別計画」の提供を必要とするものであることから、そのための外部提供には公益上の必要があると認められ、特段本人の権利利益を不当に侵害するものにはあたらないと考えられる。

よって、当審査会は、上記第1（2）記載の結論に至ったものである。

なお、「手上げ方式」または「同意方式」の方法により本人の意向を確認する様式については、概ねガイドラインに沿った様式案でよいと考えられるが、障がい等の状況により自署や意思表示ができない場合でも、その適正さを担保するため、代筆者欄を設ける等の工夫が求められる。

また、「個別計画」の取り扱いについては、個人情報漏洩することがないよう最大の注意力をもって管理されなければならない。

このため、「個別計画」が安易に取り扱われることがないよう適正な管理に資するための適切な助言を与えるなど、地域支援者等に対する特別な配慮と工夫を要すると考えられる。